

青森県報

第四千四百七号

平成三十年
二月二日
(金曜日)

目 次

規 則

○青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則……………(監理課) ……一

告 示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……二

○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二

○身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……二

公 告

○県有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……三

○右 同……………(同) ……三

規 則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第一号

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「同表第五号」を「同表第一号及び第四号」に改める。

第六条第一項中「ほ装工事」を「舗装工事」に改め、同条第二項中「前項に」を「同項に」に改め、同項第二号中「ほ装工事」を「舗装工事」に改める。

別表第一第四号イを次のように改める。

イ 建設業の営業継続の状況

別表第一第四号に次のように加える。

キ 建設機械の保有状況

ク 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ケ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

別表第二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

別記様式中「註」を「註」に、
を
に改め、同様式の注の

註				
註				解

1中「の裏面の記載要領5」を「記載要領6」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第五条第二項、別表第一及び別表第二の規定は、平成三十年七月一日以後に行う一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の資格の認定及び等級の決定について適用する。

告示

青森県告示第七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年二月二日

青森県知事 三村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
公益社団法人 地域医療 振興協会	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	訪問リハ ビリテー ション	六ヶ所村介 護老人保健 施設ニッコ ウキスゲ	平成 三〇・二・一
	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所		上北郡六ヶ所村 大字尾駮字野 附九八六の四	

青森県告示第七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十年二月二日

青森県知事 三村 申 吾

指定介護予防サービス 事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所			

青森県告示第七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十年二月二日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指 定 年 月 日
いとうメリー薬局	青森市西大野一丁目一六の五	平成 三〇・二・一
ハッピー調剤薬局青森三内店	青森市大字三内字玉作二の七二	〃
ニチケアセンター八戸訪問看護ステーション	八戸市根城三丁目四の一七	〃

青森県告示第七十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成三十年二月二日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	勤務する 病院等	診療科目	指 定 年 月 日

境 剛志	津軽保健生活 協同組合健生 病院	弘前市大字扇町 二丁目二の二	外科(直腸機能障 害)	平成 三〇・二・一
------	------------------------	-------------------	----------------	--------------

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
むつ市真砂町九三の三二	雑種地	四、一四六・九〇

- 二 予定価格
二千三十一万九千八百十円
- 三 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 四 売却する物件を示す場所
一に掲げる土地の所在地
- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所
青森市長島一丁目の一
青森県県土整備部港湾空港課
- 六 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一
青森県県土整備部港湾空港課

2 入札日時

平成三十年二月十三日 午前九時から
平成三十年二月二十日 午後五時まで(必着)
土曜日及び日曜日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

4 開札日時

平成三十年二月二十二日 午前十一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。
指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するもの、若しくは工場用地、情報通信施設用地、研究施設用地、発電所用地及び以上に付随するものとする。

3 平成三十年二月九日午後一時から、むつ市真砂町九三の三二において現地説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

二年政令第十六号) 第六十七條の六の規定により公告する。

平成三十年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地積 (平方メートル)
むつ市真砂町九三の三五	雑種地	一、七五〇・〇〇

二 予定価格
九百十万円

三 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所
一に掲げる土地の所在地
五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所
青森市長島一丁目の一

六 入札及び開札の場所及び日時
青森県土整備部港湾空港課

1 入札場所
青森市長島一丁目の一
青森県土整備部港湾空港課

2 入札日時
平成三十年二月十三日 午前九時から
平成三十年二月二十日 午後五時まで (必着)
土曜日及び日曜日の受付は、行わない。

3 開札場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

4 開札日時

平成三十年二月二十二日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額
契約金額(入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限
土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。
指定する用途
保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利

厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するもの、若しくは工場用地、情報通信施設用地、研究施設用地、発電所用地及び以上に付随するものとする。

3 平成三十年二月九日午後一時三十分から、むつ市真砂町九三の三五において現地説明を行う。

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭